

## 理念

電子カルテおよび**医事会計システム**を活用した指定難病制度の普及・啓発により指定難病の申請率の向上および患者への福音を目指す

## 現状

『指定難病制度の普及・啓発状況の把握および普及・啓発のための方法論の開発』で実施した5学会(日本皮膚科学会、日本神経学会、日本外科学会、日本小児科学会、日本腎臓学会)を対象とした実態調査を行い、現状把握を行った。

- ・指定難病について知るきっかけとして、「勤務先の病院からのアナウンス」という意見もある(「その他」の中で第1位)
- ・申請を行っていない理由として、

- ①日常診療において診療している疾患が**指定難病に該当する疾患であることを知らない**ため(第4位)
- ②**指定難病について理解が不十分**であるため(第5位)
- ③申請方法が分からない(第6位)

※第1位は「対象患者がいなかったため」、第2位は「他の施策に申請しているため」、第3位は「指定医ではないため」

- ・指定難病の普及・啓発に必要な改善点として、

- ①**病名から指定難病であることを案内・通知するシステムの作成**(「その他」の中では第1位)
- ②申請様式の簡素化、申請の電子化(第1位)
- ③難病情報センターホームページの改良(第2位)

## 対象(3者とする)

- ①医師
- ②患者
- ③医療事務等の医療従事者

## 方法と評価

- ①、③→ポップアップ機能による提示
- ②、③→病名登録された際に紙面による提示

電子カルテシステム改修前後の申請率により評価を行う

**※ベースの病名は難病外来指導管理料の病名とする**

## 期待される効果

- ①指定医以外の医師への指定難病に対する理解の向上
- ②患者の指定難病に対する認識の向上
- ③医療事務等の医療従事者の指定難病への意識の向上



申請率の向上



指定難病の全数把握  
患者負担の軽減